

# 居宅介護サービス重要事項説明書

- 訪 問 介 護
- 第一号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス）

# 重要事項説明書

## 1 事業所の概要

事業所名	ヘルパーステーション うしおだ		
所在地	横浜市鶴見区下野谷町4-163-1		
提供可能サービス 及び 介護保険事業所番号	① 訪問介護 ② 第一号訪問事業	1470101666 号	
管理者及び連絡先	サービス種類	氏名	連絡先
	① 訪問介護 ② 第一号訪問事業	佐藤 久美子	045-505-9574
サービス提供地域	① 訪問介護 ② 第一号訪問事業	横浜市鶴見区、神奈川区	
併設サービス	居宅介護支援事業所 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	うしおだ介護支援センター 小規模多機能こすもす グループホームひまわりの家	
事業の目的	利用者の居宅において適切な支援などの適切な訪問介護及び横浜市訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。		

## 2 事業所の職員体制等

職 種		人 員	職 務
管 理 者 兼 務	所 長 介護福祉士	1名	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う
サービス提供責任者 兼 務	介護福祉士	6名 常勤	利用申し込みに関する調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画書の作成等を行う
訪問介護員	介護福祉士  実務者研修終了 訪問介護2級	7名 常勤 6名 非常勤 6名 常勤 1名 非常勤 2名 非常勤 16名	サービス提供を行う

## 3 サービス提供時間

サービス種類	平日	土曜日	祝祭日
訪問介護	8時～20時	8時～20時	8時～20時
介護予防訪問介護	8時～20時	8時～20時	8時～20時

(注) 年末年始(12/29より1/3まで)、日曜日、メーデー(5/1)はお休みになります。  
事業所の営業時間は、月曜日から土曜日まで午前9時より午後5時です。  
緊急の場合は、転送電話に切り替わりますのでおかけください。

#### 4 利用者負担金

##### (1) 訪問介護及び第一号訪問事業の負担金

- 1) 介護報酬による利用者負担金は、介護保険負担割合証に記載された通りになります。
- 2) 「ケアプラン」に基づき、身体介護または生活援助の内容によって、利用者の方の負担金が異なります(訪問介護サービス説明をご参照下さい。)

##### (2) 介護保険制度適用外の利用者負担金

- 1) サービスが介護保険の支給限度額を超える場合は、その超えた部分について全額(10割)が利用者の負担金となります。
- 2) 介護保険制度にないサービスを利用した場合は、別途に料金を請求させていただきます。
- 3) 上記については、介護サービス計画を作成の際、介護支援専門員から説明させていただきますが、各利用者の方の同意をお願いすることとなります。

##### (3) 利用者負担金の支払い方法

次のいずれかの方法でお支払いをお願いいたします。

- ① 郵便局口座引き落とし 利用月の翌月28日に引き落としとなります。請求書の金額を確認の上引き落とし日までに入金をお願いします。金融機関が休日の場合は、翌日が引き落としとなります。(引き落としの際、10円の手数料がかかります)
- ② 銀行口座引き落とし 利用月の翌月27日に引き落としとなります。休日の場合翌月
- ③ 郵便局振込み 利用月の翌月28日までに振込み下さい。(手数料は利用者負担)

##### (4) 上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載いたしま

す。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、一度利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対し保険給付分(9割)を請求することになります。

- ※ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、「居宅サービス利用計画」を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)

#### 5 サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

**連絡先(電話): 045-505-9574    ヘルパーステーション うしおだ**

- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。(ただし、利用者の体調の急変など、緊急やむを得ない事がある場合は、キャンセル料は不要です。)

- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 期	キャンセル料	備 考
サービス利用日の当日	介護報酬実績の100%	

(4) 横浜市訪問介護相当サービスにつきましては月単位の報酬のため、キャンセル料は頂きません。

(5) 事業所の判断によるサービスの中止又は変更

暴風雨、降雪、台風、地震等により注意報や警報、警戒宣言等が発令された場合(その恐れがある場合も含みます)、当事業者の判断でサービスを変更又は中止させていただく事があります。その場合は速やかにご連絡致します。

## 6 事業所の運営方針及び利用者の個人情報保護

(1) 訪問介護サービスの提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行います。

(2) 横浜市をはじめ、鶴見区等の行政、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持します。

(4) 職員との雇用契約にあたり、職員であった者は職員でなくなった後においても、利用者またはその家族等の秘密を保持すべき責務を負うことを、その内容とします。

### 《個人情報の適正な保護》

2005年4月に施行された「個人情報の保護に関する法律」にのっとり、契約に基づいて当事業所のサービスをご利用される方の個人情報を適正に保護します。「個人情報の保護」とは、ご利用目的の遂行に必要な範囲の情報を、当法人がお預かりし、法令に基づいて管理させていただき間、これらの個人に関する情報が、漏洩・棄損・滅失しないよう、また利用者の同意なしに第三者に提供されないようにし、同時に、利用者の求めに応じ、いつでも開示・修正・利用停止などの対処ができるようにすることです。

## 7 職員の資質向上などその他の事項

(1) ヘルパーステーション うしおだは、訪問介護員等職員の資質向上のため、計画に基づいて研修を実施し、必要な業務体制を整えます。

ア) 採用時研修 採用時・活動開始前

イ) 現任研修 職場内外の計画に基づく

(2) 第三者評価を当事業所では実施していません。

## 8 虐待防止について

(1) 虐待防止に関する責任者の選定をしています。

(2) 敏速かつ適切な対応を図るため虐待防止委員会を設置し、定期的を開催しその結果を職員に周知、徹底しています。

(3) 訪問介護員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 9 身体拘束について

- (1) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を定期的を開催しその結果について職員に周知します。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 訪問介護員に対し、)身体拘束等の適正化のための研修を実施しています。

## 10 感染症対策について

- (1) 感染症予防及びまん延防止のため委員会を設置し、定期的を開催しその結果を職員に周知、徹底しています。
- (2) 訪問介護員に対し感染症の予防及びまん延防止のため研修を実施しています。

## 11 業務継続計の画策定について

感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めます。

## 12 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名
	連絡先
緊急連絡先	ご家族等の氏名
	連絡先
居宅支援事業所	氏名
	連絡先

## 13 事故発生時の対応について

事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

## 14 相談窓口、苦情対応について

ヘルパーステーションうしおだに関する苦情や個人情報の開示・修正をはじめとした利用者の相談は、別紙「苦情・相談対応窓口」のとおりです。

15 社会福祉法人うしおだの概要

法人の名称	社会福祉法人うしおだ
代表者名	理事長 倉石 奈津美
所在地・電話	横浜市鶴見区下野谷町4-163-1 TEL 508-7061
業務の概要	<p>社会福祉法人うしおだは、平成14年2月13日に設立されました。汐田総合病院などの医療・介護機関を運営する財団法人横浜勤労者福祉協会理事会において、今後の介護福祉事業を本格的に進めていくことを目的に設立された法人です。</p> <p>法人の設立にあたり、平成14年4月に認知症グループホーム「菜の花の家」を開設し平成19年4月には、認知症グループホーム「ひまわりの家」と、精神障害者グループホーム「グループホーム富士見」を新たに開設してきました。</p> <p>さらに介護福祉事業を前進させるため、財団法人横浜勤労者福祉協会がこの間、運営してきた「うしおだ介護支援センター」、「ヘルパーステーションうしおだ」を平成20年4月に、当法人の事業所として運営をしております。</p> <p>法人の定款第1条で「法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること」を目的としてかかげ、社会福祉事業を行っております。日常的に、横浜市や鶴見区などの行政、地域の開業医や病院などの医療機関・福祉施設との連携を図り、高齢者などが安心して住み続けられるまちづくりへの参画に努めております。</p> <p>平成23年3月より、精神障害者グループホーム「グループホーム富士見」が移転し、「ハイムさざんか」に改名しています。</p> <p>平成24年10月、小規模多機能こすもすを開設しました。</p> <p>平成25年10月、精神障害者グループホーム「ハイムつばき」を開設しました</p> <p>平成27年12月、精神障害者グループホーム「ハイムさつき」を開設しました</p>

平成 20 年 4 月改定	平成 27 年 6 月改定
平成 21 年 4 月改定	平成 28 年 1 月改定
平成 23 年 4 月改定	平成 29 年 8 月改定
平成 24 年 4 月改定	平成 29 年 11 月改定
平成 24 年 6 月改定	平成 30 年 4 月改定
平成 24 年 10 月改定	令和 02 年 4 月改定
平成 27 年 4 月改定	令和 02 年 8 月改定
令和 04 年 3 月改定	令和 04 年 11 月改定
令和 05 年 4 月改定	

# ヘルパーステーション うしおだ

## 重要事項説明確認書

(利用者控え・訪問介護事業所控え)

サービス契約の締結に当たり、重要事項の説明を受け確認し、同意しました。

確認日 年 月 日

(利用者)

住所 横浜市鶴見区

ご署名 印

(代理人)

住所

ご署名 印

続 柄

なお、代理人については本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場で事業者との連絡・調整等を行える方がいる場合に記載をお願いします。なお、代理人は、契約上の法的義務等を負うものではありません。

\*サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明し同意を受け交付いたしました。

### 【事業者】

所在地 横浜市鶴見区下野谷町 4-163-1

事業者名 ヘルパーステーション うしおだ

管理者 佐藤 久美子

説明者 印